

〔平成 26 年 10 月 30 日
基礎 6 ー 1〕

税制調査会（基礎小委⑥）

〔配偶者控除と勤労配偶者控除について〕

平成 26 年 10 月 30 日（木）

慶應義塾大学教授

佐藤 英明

1. 税研論文の要旨

○夫婦を単位として所得の大きさを測ることは、所得稼得と消費が表裏の関係にあり、消費を共通に行う夫婦の社会的実態に合っていること等を踏まえれば、相応の理由があると考えられる。

しかし、世帯単位課税としての2分2乗方式については、累次の税調答申が指摘してきた3つの問題点に加え、新たに就業する主婦の所得に上乗せ課税される点も難点となる。

○配偶者控除は、現行の個人単位主義を前提に、夫婦の所得を単位とする基本的な発想に立つものと理解される。

○現行の配偶者控除については、「控除の二重取り」や「消失控除である配偶者特別控除が適用される場合に、妻の所得の増加に対して夫婦で合算した課税所得が2倍の割合で増加する」といった問題がある。

○これに対して、夫婦の合算所得に対して常に同額の控除が適用される「移転的基礎控除（家族控除）」の仕組みは、「控除の二重取り」と「妻の所得への重課」の問題が発生しない点で優れている。

ただし、「家族控除」は、家事労働から生じる帰属所得に対する配慮に欠ける。

○妻の家事労働から生じる帰属所得をも考慮に入れた上で、税制が女性の就労を阻害しないような仕組みとするには、

①配偶者控除の額は基礎控除の額より合理的に少額とし、

②「非課税の帰属所得を得る家事労働（A）」と「課税される所得を得る家庭外労働（B）」の中立性を回復すべく、（A）から（B）に移っていく際に、帰属所得の喪失と代替的に生じている「本来課税される所得」の一部について、帰属所得の喪失を考慮して課税対象から除く制度（＝勤労配偶者控除）を組み合わせることが考えられる。

※ 勤労配偶者控除の留意点：

- ・共稼ぎ夫婦と独身者との公平の観点から、帰属所得の喪失から受ける影響が大きい低所得者層に適用をとどめるべきである。
- ・控除の適用可否による新たな「壁」の出現を防ぐために、消失控除の形態を取るべきである。
- ・就労意欲への悪影響を避けるため、控除額の消失ペースを緩やかにすべきである。

2. 若干のコメント

○勤労配偶者控除は、新しい発想ではない。

・金子宏「所得税における課税単位の研究」同『課税単位及び譲渡所得の研究（所得課税の基礎理論中巻）』1頁、35頁（有斐閣・1996年・初出1981年）

・佐藤英明「配偶者控除および配偶者特別控除の検討」日税研論集52号133頁（2003年）

○検討対象の範囲が「専業主婦 ～ パート ～ 共稼ぎ夫婦」の全体に及ぶ点が特徴か。

○「壁」の後退が「主婦の就業（ないし労働時間増加）の背中を押す」可能性があるか。

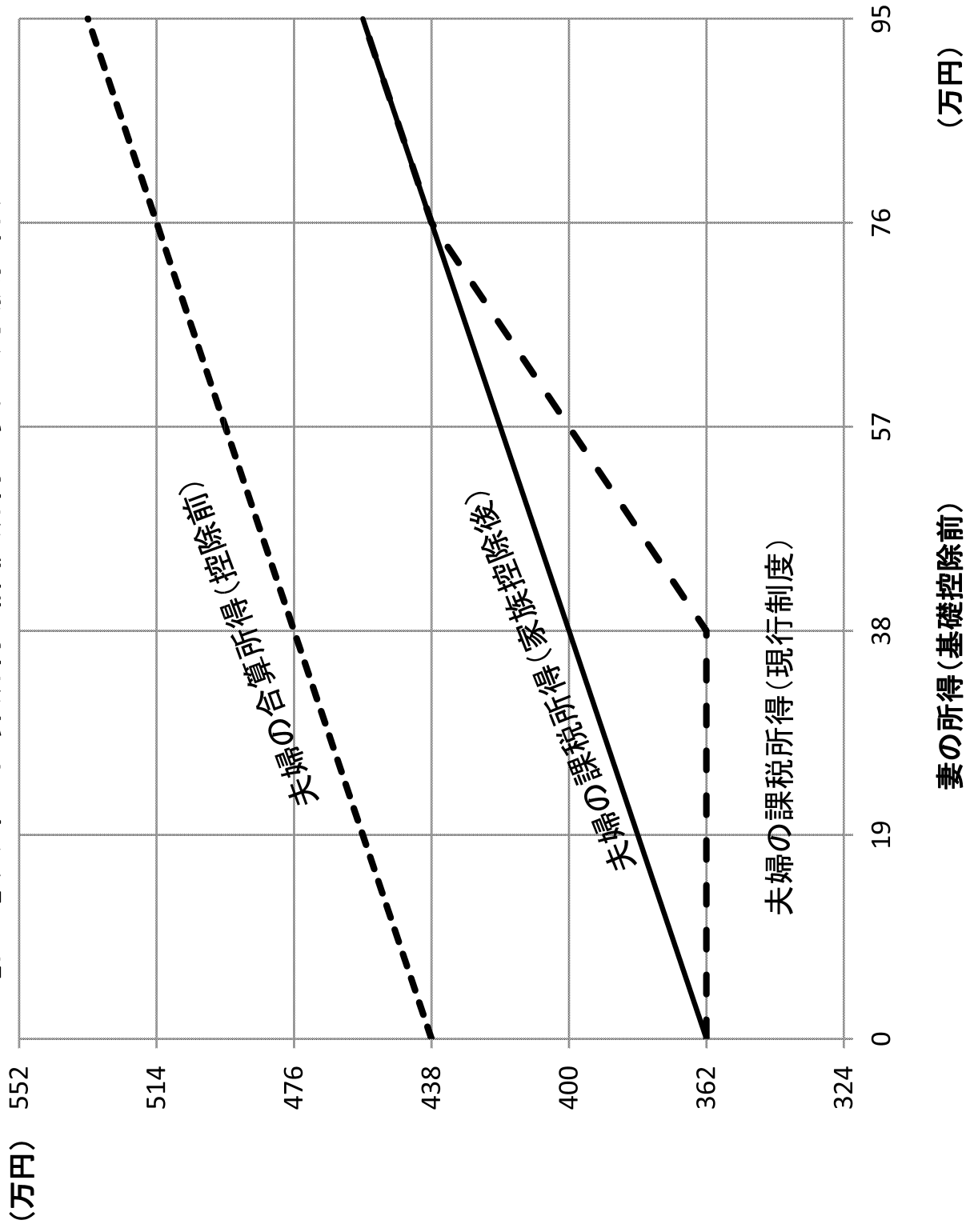
- ・「パートに出ても家計の足しになる実感が少ない」ことへの対処
- ・実質的には、一定範囲までは稼得した所得の1/2にのみ課税

○配偶者控除が減少する範囲で、妻の所得に夫の限界税率で課税される問題は残る。

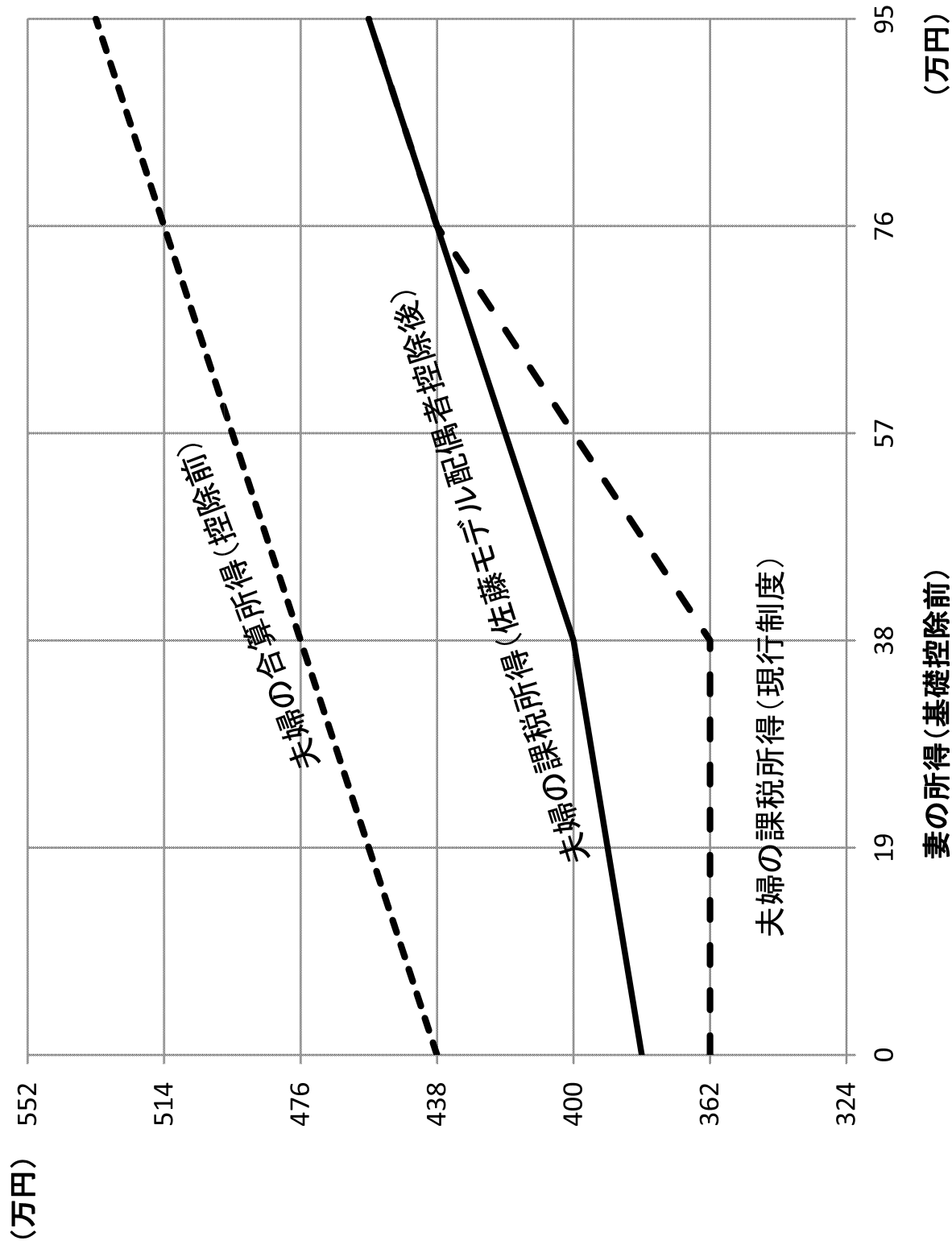
- ・「山」を低くすることによる問題の縮小
- ・税率表の変更による一定程度の問題解決の可能性

○シングルマザー等への対応は、手当などにより別途必要であろう。

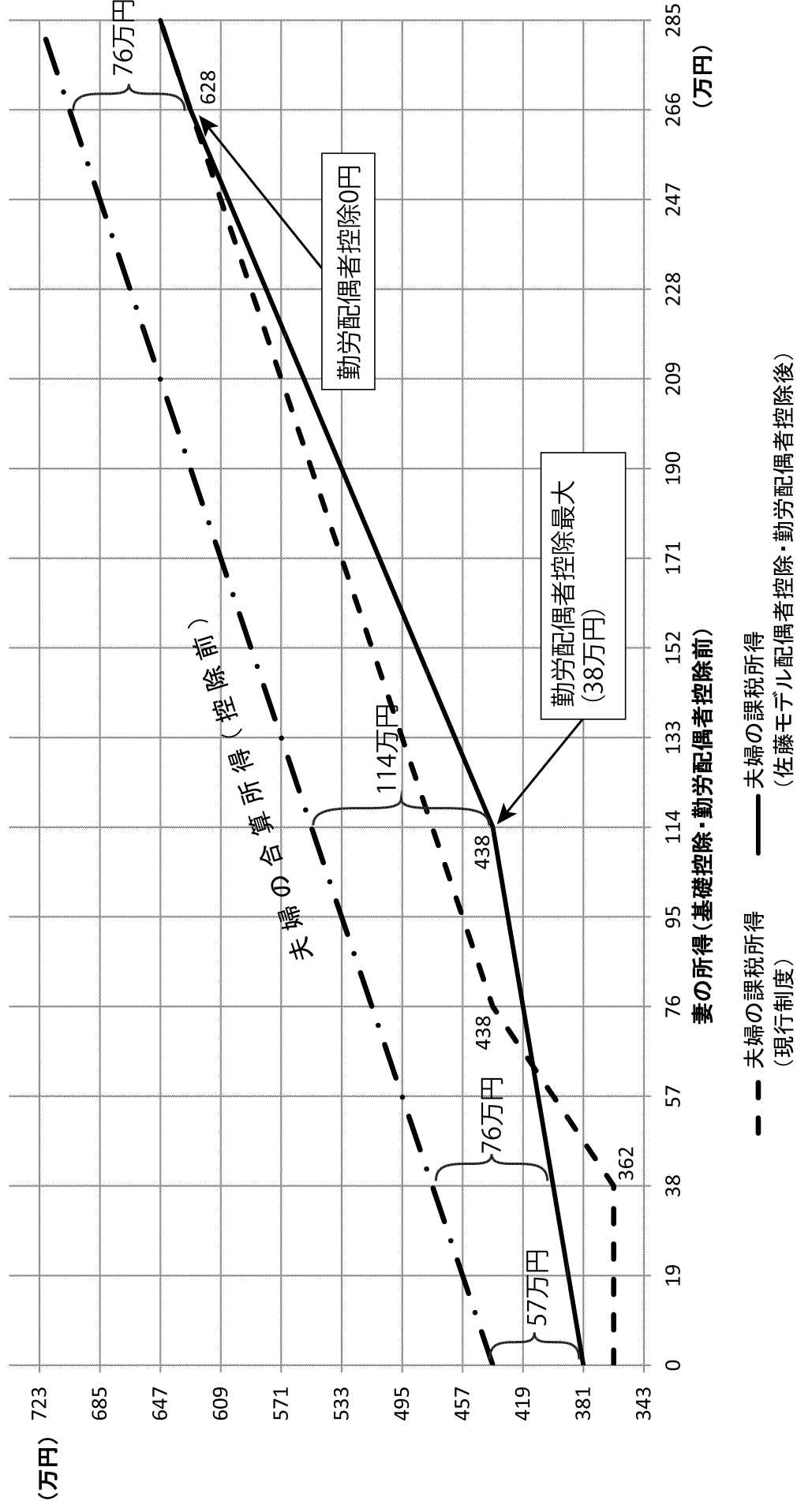
【図1】夫婦の合算所得と課税所得の変化（家族控除）



【図2】夫婦の合算所得と課税所得の変化（佐藤モデル配偶者控除）



【図3】夫婦の合算所得と課税所得の変化（佐藤モデル配偶者控除・勤労配偶者控除）



【図4】控除の変化（佐藤モデル）

